住宅手当規程

社会福祉法人　アンダンテ

目　次

第１条（目的）..1
第２条（資格要件）..1
第３条（支給額）..1
第４条（申請手続）..1
第５条（資格喪失）..1
第６条（不正・錯誤による受給）..2
付　則..2
　　　（施行期日）..2

住宅手当規程

（目的）

第１条　本規程は、社会福祉法人アンダンテ(以下、法人という)の正規職員、準職員、常勤再任用職員に対して支給する住宅手当について定める。

（資格要件）

第２条　住宅手当は、自己名義(賃貸借契約の契約者)の借家(貸間を含む)に居住し、月額12,000 円を超える家賃(共益費、駐車場料金は含まない)を支払っている者に支給する。

（支給額）

第３条　住宅手当の支給月額は次のとおりとする

１、月額 23,000 円以下の家賃を支払っている者
　家賃額 － 12,000 円 （100 円未満切捨）

２、月額 23,000 円を越え、41,000 円未満の家賃を支払っている者
　(家賃額 － 23,000 円) ×1/2＋11,000 円（100 円未満切捨）

３、月額 41,000 円以上の家賃を支払っている者
　20,000 円

（申請手続）

第４条　住宅手当の受給をしようとする者は、次に揚げる書類を添付して別に定める「住宅手当申請書」を所属長に提出するものとする

２　住宅手当の支給区分に変動を生じた場合は、住宅手当受給者は遅滞なく、前項の手続に従い別に定める「住宅手当改訂申請書」を、所属長を経由して法人本部に届け出なければならない。

３　前２項の申請を受理したときは審査の上受給資格を認定し、申請を受理した日の翌月度から住宅手当の支給を開始又は変更するものとする。ただし、新規採用者は採用月の１日に提出するものし、採用月の給与より支給する。

（資格喪失）

第５条　住宅手当の受給資格を喪失した場合には、直ちに別に定める「住宅手当資格喪失届」を、所属長を経由して法人本部に提出しなければならない。

２　前項の届出を受理したときは、その事実が発生した日の翌月度から住宅手当の支給を停止する。

（不正・錯誤による受給）

第６条　住宅手当の支給が故意又は錯誤に基づく場合にはこれを取り消し、既に支給した分を返納させる。ただし、その場合の錯誤の原因が当該職員の悪意に基づく場合には、その社員に対する住宅手当の支給を一定期間停止することがある。

２　前項後段の認定は、理事長が行う。

付　　則

（実施期日）

本規程は、２０２２年４月１日より実施する

住　居　届

年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

住居の状況について下記の通り　　　所　属＿＿＿＿＿＿＿＿
お届けします。　　　　　　　　　　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿印

届出の事由	□１．採用　□２．転居　□３．家賃の額の改定　□４．支給要件の喪失　□５．その他		
事実の発生年月日	年　月　日		
添付書類	□契約書の写し　□その他（　　　）		
借家・借間	契約年月日	年　月　日	
	住宅の所在地		
	住宅の種類	□借家　□借間	
家賃等	月額 ＿＿＿＿円	左記家賃等には □電気、ガス又は水道料金等の共益費が含まれている（　　　円） □駐車場料金が含まれている （　　　円）	

処理内容
年　月　日 □から □まで　円 □支給 □増額 □減額 し　円とする

受理	年　月　日		
処理	年　月　日		
			担当者